○近畿地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百八十一号　泉佐野市泉州空港北一番一四地内　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

二　供用開始の期日　平成二十二年七月二日

○近畿地方整備局告示第百六十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年七月二日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　11

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社近畿確認検査センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	金澤　亘史

(2)　変更年月日　平成二十二年五月二十二日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	楠本　國士
変更後	小山　一彦

(2)　変更年月日　平成二十二年五月二十二日

○近畿地方整備局告示第百六十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年七月二日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社ジェイネット

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	清水　良宜

(2)　変更年月日　平成二十二年七月一日

○北海道開発局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日　北海道開発局長　関　克己

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
	後別		
北見市小泉四七六番一から同市小泉四二六番一まで	前	二二・〇〇～四二・〇〇	二四八メートル
	後	二二・〇〇～四二・〇〇	二四八メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
	後別		
北海道余市郡余市町梅川町五三三番一地内	前	四四・一二～五七・九五	一二メートル
	後	四四・一二～六八・一五	一二メートル
北海道余市郡余市町梅川町五四一番一から同町梅川町五五〇番一六まで	前	六〇・三五～七八・〇三	一八メートル
	後	七四・九一～七八・〇三	四七メートル
北海道積丹郡積丹町大字美国町字小泊二九番四五から同町大字美国町字船澗九一番二まで	前	一六・九八～二〇・一六	四七メートル
	後	一七・〇一～四四・三三	一八七メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道天塩郡天塩町字川口一四二番一から同町字川口五六九二番二まで	前	A　二二・〇〇～三六・〇〇	六・〇六〇キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D　一七・五〇～八三・〇〇	四・七〇三メートル	
	後	A　二二・〇〇～三六・〇〇	五・九五八メートル	
		B・C・D・E　一七・五〇～八三・〇〇	四・八八八メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道河西郡更別村字更別南四線九七番八から同村字更別南五線九八番一まで	前	三三・五〇～一一八・五〇	一メートル
	後	三三・五〇～九〇・五〇	二四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

五(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市白石区北郷九条三丁目二四三五番五四から同市白石区北郷七条七丁目一番一三まで	前	二五・〇〇～三〇・〇〇	七九八メートル
	後	二七・〇〇～三三・五〇	七九八キロメートル